

市・県民税(個人住民税)の改正点をお知らせします

問/課税課 内2233~7 ☎463-2852~3

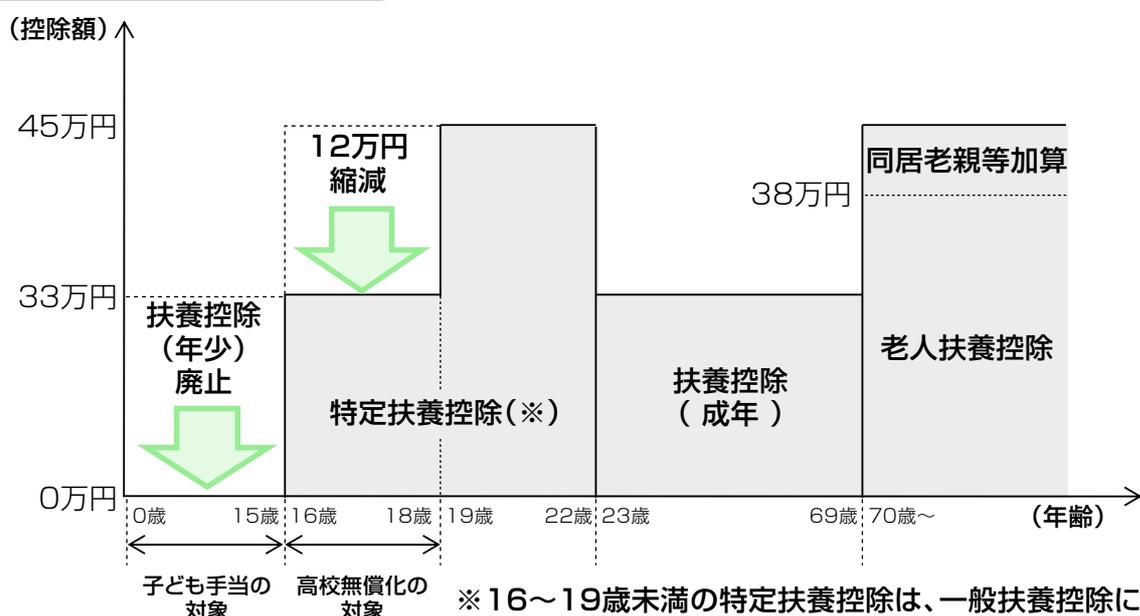
税制改正により平成23年度以降に適用される市・県民税(個人住民税)の主な改正点をお知らせします。

1. 所得税・個人住民税における扶養控除の見直し

(平成23年分所得税、平成24年度分個人住民税から適用されます。)

- (1)16歳未満の扶養親族に係る、扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)は廃止されます。
 - (2)16歳以上19歳未満の、特定扶養親族に係る上乗せ部分(所得税25万円、個人住民税12万円)が廃止され、扶養控除の額は所得税38万円、個人住民税33万円になります。
- ※なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(所得税63万円、個人住民税45万円)、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)および70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除(所得税48万円、個人住民税38万円)、同居老親加算(所得税10万円、個人住民税7万円)については現行どおりとなります。

個人住民税の扶養控除全体像



同居特別障害者加算の特例の改組

控除配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除または扶養控除の額に所得税35万円、個人住民税23万円を加算する措置がとられていましたが、年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、特別障害者に対する障害者控除額にそれぞれ加算する措置に改められます。

2. 非課税口座内の少額上場株式等の配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設

(平成24年分所得税、平成25年度分個人住民税から適用されます。)

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

要件等	内容
非課税対象	非課税口座(*)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
非課税投資総額	最大300万円(100万円×3年間[平成24~26年])
保有期間	最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
口座開設数	年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
開設者	居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者)
導入時期	平成24年から実施される、上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
口座開設期間	平成24年から平成26年までの3年間の各年

※非課税口座とは非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届けた口座です。

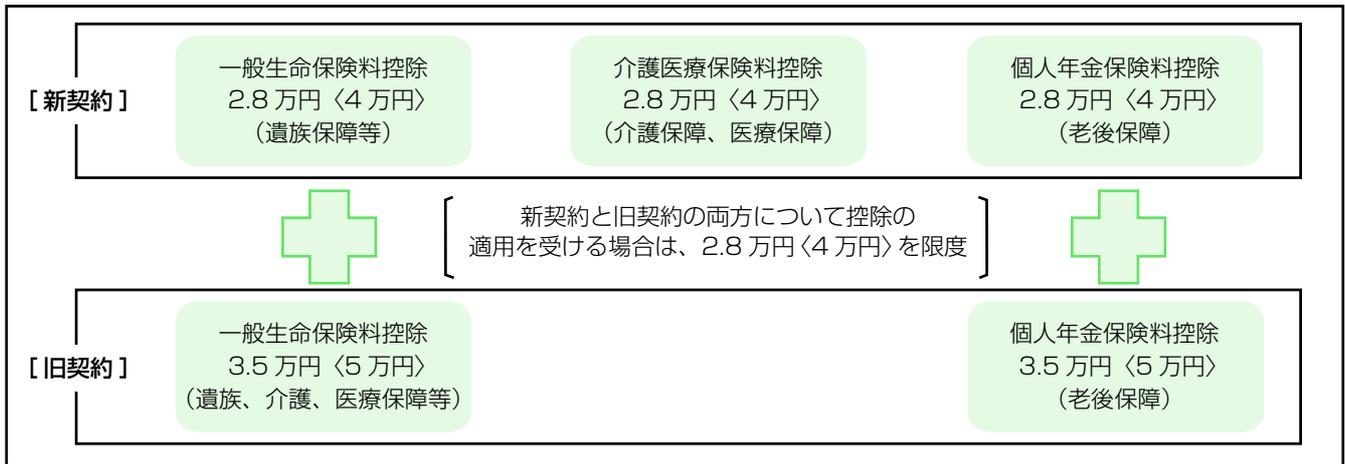
3. 生命保険料控除の制度改正

(平成24年分所得税、平成25年度分個人住民税から適用されます。)

- (1)生命保険料控除を改組し、所得税については、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられます。(なお、住民税の各保険料控除の合計適用限度額は、現行と同じ7万円です。)
- (2)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に関する生命保険料控除について、新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額について、住民税は2.8万円、所得税は4万円とします。
- (3)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に関する生命保険料控除については、従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除が適用されます。

【適用限度額 7万円<12万円】

※<内は所得税の控除額



寄附金控除の見直し(所得税のみ)(平成22年分所得税から適用されます。)

所得税の寄附金控除について、控除の対象となる寄附金の最低額(適用下限額)が2千円(改正前:5千円)に引き下げられ、控除を受けやすくなりました。

なお、**市・県民税(個人住民税)の寄附金控除の適用下限額は5千円のままで**す。

○所得税…寄附金の額(※1)－適用下限額(5,000円⇒2,000円)＝寄附金控除額

※1:総所得金額等の合計額の40%を上限

～給与支払者(事業主)は個人住民税の特別徴収をお忘れなく!!～

事業主(給与支払者)の皆さんには、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等(給与所得者)に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。従業員の皆さんにとっても便利な制度ですので、特別徴収を行っていない場合は、給与支払報告書提出先市町村の担当課で手続きをお願いします。

事業所の皆様へ 地方税の電子申告のお知らせ

朝霞市ではエルタックスによる電子申告を受け付けています。

利用できる手続き

税目	内容
個人市民税・県民税(特別徴収)	給与支払報告書および特別徴収に係る各種届出書
法人市民税	各種申告書および届出書
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書

◎電子申告のメリット

- ・オフィスや自宅からインターネットを利用して手続きできます。
- ・各市区町村の窓口に行く手間や郵便で送る費用がかからなくなります。
- ・複数の市区町村への申告について、一度にまとめて手続きができます。
- ・市販されている税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等を利用できます(ただし、eLTAX対応ソフトウェアに限ります)。

eLTAX手続き方法等詳しくは、社団法人地方税電子化協議会ホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。直接、社団法人地方税電子化協議会(☎0570-081459)までお問い合わせください。